

「ホワイト物流」推進運動の ご案内と参加のお願い

荷主企業と物流事業者が相互に協力して
物流を改善していきましょう！



2019年3月

国土交通省・経済産業省・農林水産省

「ホワイト物流」 推進運動とは？

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に寄与することを目的に、次の点に取り組む運動です。

- ① トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化
- ② 女性や60代以上の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現

物流の改善に向けては、荷主企業・物流事業者等の関係者が連携して相互に改善を提案し、協力して実現することが大切です。



運動への賛同表明

企業等の皆様には、以下の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。

取組方針

事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。

法令遵守への配慮

法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。

契約内容の明確化・遵守

運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

期待できる効果

「ホワイト物流」推進運動への参加で、このような効果が期待できます！

- ✓ 業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上
- ✓ 物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減
- ✓ 事業活動に必要な物流を安定的に確保
- ✓ 企業の社会的責任の遂行 等

「ホワイト物流」推進運動への参加の流れ

「ホワイト物流」推進運動へは、以下の流れでご参加いただけます。

01 運動の趣旨へのご賛同

「ホワイト物流」推進運動の趣旨と左記の「自主行動宣言」の必須項目に合意し、賛同表明をお願いします。
賛同企業名は公表いたします。

02 自社で取り組む項目を選定

これに加え、自社としてさらに取り組むことができる項目について、以下の推奨項目を参考に、検討をお願いします。
※「自主行動宣言」に盛り込んだ推奨項目を公表するかどうかは任意で、随時変更が可能です。

「ホワイト物流」推進運動の推奨項目（一部抜粋）

A. 運送内容の見直し

- ・ 物流の改善提案と協力
- ・ 予約受付システムの導入
- ・ パレット等の活用
- ・ 発荷主からの入出荷情報等の事前提供
- ・ 幹線輸送部分と集荷配送部分の分離
- ・ 集荷先や配送先の集約 他

B. 運送契約の方法

- ・ 運送契約の書面化の推進
- ・ 運賃と料金の別建て契約
- ・ 燃油サーチャージの導入
- ・ 下請取引の適正化



C. 運送契約の相手方の選定

- ・ 契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮
- ・ 働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用



D. 安全の確保

- ・ 荷役作業時の安全対策
- ・ 異常気象時等の運行の中止・中断等

E. その他

- ・ 宅配便の再配達への削減への協力
- ・ 引越時期の分散への協力 他

F. 独自の取組

- ・ 独自の取組



詳細は「ホワイト物流」推進運動の推奨項目リストを参照下さい

優良な取組は、ポータルサイトにて紹介させていただきます！



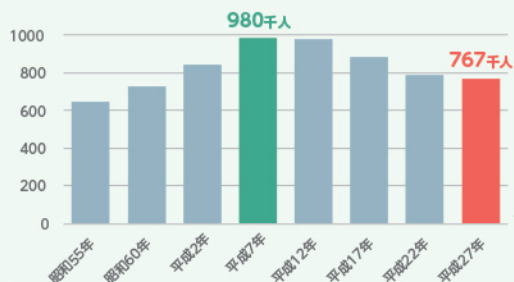
※運動への詳しい参加方法等についてはポータルサイトをご参照下さい。
<https://white-logistics-movement.jp>

「ホワイト物流」推進運動の背景



1 トラック運転者はピーク時より減少

道路貨物運送業における自動車運転従事者数の推移
平成7年 980千人→平成27年 767千人

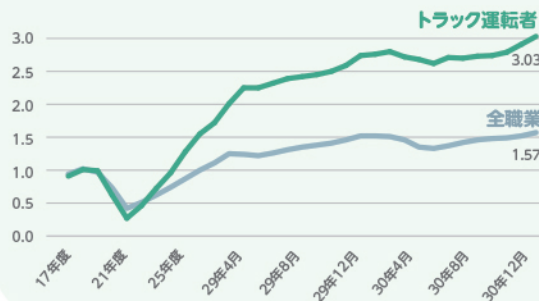


(出典) 国勢調査を基に作成

2 トラック運転者の有効求人倍率は3.03倍※

※平成30年12月

トラック運転者と全職業の有効求人倍率の推移

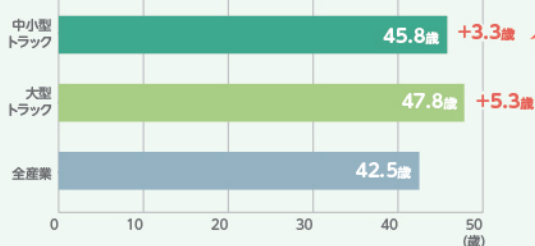


(出典) 厚生労働省からの提供データを基に作成



3 トラック運転者は高齢化

トラック運転者と全産業全職種の平均年齢の比較



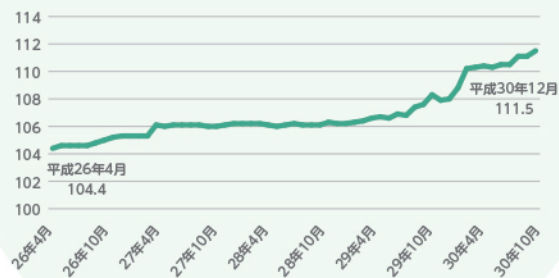
(出典) 厚生労働省「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

今後定年等で大量に離職

4 トラックの調達コストは上昇

企業向け「道路貨物輸送」サービス料金価格指数推移
(平成22年(2010年)平均=100)

平成22年を100とすると、平成30年12月は111.5



(出典) 日本銀行「企業向けサービス価格指数」を基に作成



国民生活や産業活動に必要な物流の担い手であるトラック運転者の不足は深刻で、その労働条件や労働環境の改善が不可欠です。そのためには荷主企業の理解と協力が必要です。荷主企業と物流事業者の相互理解の下、連携してサプライチェーン全体の生産性向上に取り組むことが求められています。



5 トラック運転者の労働時間は全産業平均より約2割長い

トラック運転者と全産業全職種の平均労働時間の比較

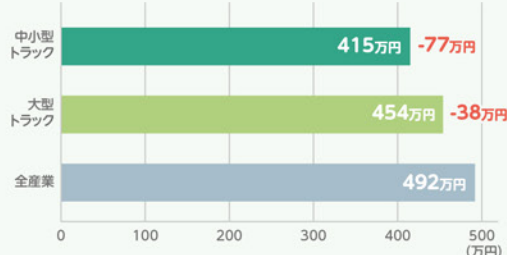


(出典)厚生労働省

「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

6 トラック運転者の年間賃金は全産業平均より約1～2割低い

トラック運転者と全産業全職種の平均年間賃金の比較

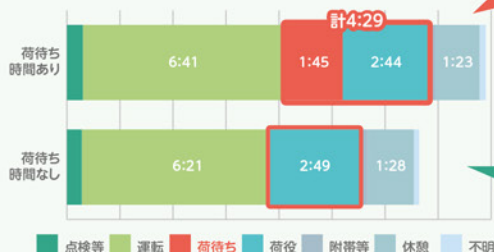


(出典)厚生労働省

「平成29年度賃金構造基本統計調査」より作成

7 荷待ちや荷役が長時間労働の一因

1運行あたり拘束時間の内訳



平均拘束時間
13:27

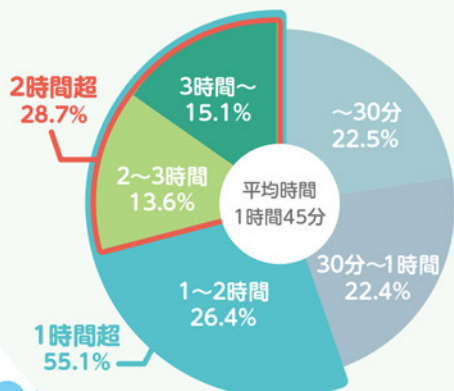
平均拘束時間
11:34

出典:国土交通省・厚生労働省

「トラック輸送状況の実態調査」(平成27年)

8 荷待ち時間の平均は1時間45分

荷待ちが発生する場合の荷待ち時間の内訳



出典:国土交通省・厚生労働省

「トラック輸送状況の実態調査」(平成27年)

9 手荷役(手積み・手降し)の商慣習の存在



10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7～10kg程度)のダンボールを、手積み・手降ししている事例

荷主企業と物流事業者の協力で改善できる課題の例



CASE
1

長時間のムダな荷待ち が常態化していた

課題

先着順での積込・積降し

納品先で、先着順での積込・積降しが行われていた。一方で納品先の荷受け処理能力やトラックバース数には限りがあり、特定時間帯に納品車両が日常的に集中。結果、長時間のムダな荷待ちが常態化。

方策

納品先が「予約受付システム」を導入し、 物流事業者が活用

併せて、各トラックバースの荷役予定時間を事前設定する運用変更を実施。



成果

- ・荷待ち時間・荷役時間の短縮
- ・納品先の庫内作業が効率化

物流事業者は予約時刻を前提に運行できるように。これにより、荷待ち時間が大幅に短縮。納品先も庫内作業の効率化が可能となり、時間あたり貨物取扱量が増加。荷役時間が短縮。



CASE
2

手作業での大量の貨物の 積込・積降しが負担に

課題

手作業での大量の貨物の積込・積降し

10トン車にレタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7~10kg程度)のダンボールを手積み・手降ししていた。手作業での大量の貨物の積込・積降しは、トラック運転者にとって重労働。荷主企業にとっては、リードタイムが長くなる要因に。

方策

パレットの活用

パレットを使用するよう、物流事業者と発荷主・着荷主が調整。パレットの費用の負担や保管・返却方法について、関係者との間で合意。これを踏まえて、手作業からフォークリフトによる荷役作業に移行。

成果

- ・荷役時間が大幅に短縮
- ・リードタイムも短縮

荷役時間 2~3時間⇒20~40分に
全体的なリードタイムの短縮も実現。

全国の様々な業種の荷主と物流事業者が、例えばIT機器などを活用して、定量的に運行データ等を把握するなど、物流の改善について相互に提案・協議し、協力して業務内容の見直しに取り組むことにより、以下のような課題を解決し、物流の効率化やトラック運転者の長時間労働の是正等の成果を上げています。



CASE
3

適切な配車を行える 時間的な余裕がない

課題

時間的な余裕がなく、荷待ちが発生

荷主企業の受注締切直後からの物流事業者の配車業務開始。

荷待ちの生じない適切な配車を行う時間的な余裕なし。

方策

荷主企業から物流事業者へ、受注締切前に確定前の受注情報（出荷情報）を事前共有し、物流事業者は事前準備を実施。

これにより、物流事業者が余裕を持って適切な配車を実施できるように。

成果

- ・荷待ちの生じない配車の実現
- ・荷主企業の作業も効率化

荷待ちの生じない適切な配車が可能となり、トラック運転者の拘束時間が短縮。

荷主企業も、荷待ちの削減により構内スペースの有効活用や混雑緩和が図られ、作業が効率化。



CASE
4

夜間や早朝の積み込み 作業が発生していた

課題

夜間や早朝の積み込み作業 （リードタイムに余裕のない中での作業）

当日12時受注締切⇒翌日午前配達を行っていた。

※予測物量で荷役と配車を行うため波動により作業が遅延し、積み込み作業も夜間や早朝になり、出発も遅延。

方策

当日12時締切⇒翌々日 午前配達（又は午後配達）に変更。

受注時間の前倒し、又は配達時間の後ろ倒しにより、受注から配達までのリードタイムを延長。

成果

- ・夜間や早朝の積み込み作業が減少
- ・納品時刻遵守

リードタイムの延長により、夜間や早朝の積み込み作業が減少し、トラック運転者の拘束時間が短縮。

荷主企業も、出発遅延が解消され、顧客に提示した納品時刻を遵守できるように。荷役作業スタッフの労働時間も短縮。

※その他の事例については「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」（厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会）を参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001260158.pdf>

**荷主企業と物流事業者が
相互に協力して
物流を改善していきましょう！**



Webでも情報を随時発信します！

「ホワイト物流」推進運動

検索

<https://white-logistics-movement.jp>

国土交通省自動車局貨物課

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室

農林水産省食料産業局食品流通課

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課「ホワイト物流」推進運動担当

電話：03-5253-8575(直通)

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

(全社公表)

企業・組合名	代表者の役職・氏名 を記載	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
ホワイト食品工業(株)	代表取締役社長	白井 伸	東京都	製造業	http:*****.html

最終更新:	2019年7月1日
-------	-----------

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

- (取組方針)
- ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組みます。
- (法令遵守への配慮)
- ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。
- (契約内容の明確化・遵守)
- ・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

(以下はそれぞれ任意で公表)

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A ②	予約受付システムの導入	・トラックの予約受付システムを導入し、荷待ち時間を短縮します。
3	A ③	パレット等の活用	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
4	A ⑮	納品日の集約	・取引先から隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じます。
5	E ①	宅配便の再配達への協力	・配達希望日・時間帯の指定が可能となるように、自社のインターネット通販サイトを改良します。 ・社宅に宅配ボックスを設置します。
6	E ②	引越時期の分散への協力	・人事異動や社内制度の見直しにより、引越時期を分散させます。

PR欄

公表したい場合のみ
記載(5行以内)

- ・パンや菓子などを製造して80年。地域の皆様に愛される企業を目指して頑張っています。
- ・ホームページで通信販売も行っています。是非、ご覧下さい。
- ・包装の簡素化や食品ロスの削減に取り組んでいます。詳しくはhttp:*****.htmlをご参照下さい。
- ・物流事業者の方からの提案をお待ちしています。担当部署:〇〇部〇〇課

「ホワイト物流」推進運動 推奨項目リスト

※各企業・組合等において、自主行動宣言の内容を検討して頂く際に参考にして頂くための推奨項目リストです。
※物流の実態は各企業・組合等毎に異なりますので、関係すると考えられる項目について、まずは、取り組みやすい項目からでも結構ですので、是非ご検討をお願いします。
また、このリストに記載されていない任意の取組についても、自主行動宣言の対象に加えて頂くことができます。
※自主行動宣言の内容の変更は随時可能です。変更した場合は、運動のポータルサイトを通じ、事務局までお知らせ下さい。

分類番号		取組項目	取組内容
A. 運送内容の見直し（※）厚生労働省・国土交通省・全日本トラック協会「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」参照			
A	①	物流の改善提案と協力	・取引先や物流事業者から、荷待ち時間や運転者の手作業での荷卸しの削減、附帯作業の合理化等について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A	②	予約受付システムの導入（※）	・トラックの予約受付システムを導入し、荷待ち時間を短縮します。
A	③	パレット等の活用（※）	・パレット、カゴ台車、折りたたみコンテナ、通い箱等を活用し、荷役時間を削減します。
A	④	発荷主からの入出荷情報等の事前提供（※）	・発荷主として貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主の準備時間を確保するため、入出荷情報等を早めに提供します。
A	⑤	幹線輸送部分と集荷配送部分の分離（※）	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から幹線輸送部分と集荷配送部分の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
A	⑥	集荷先や配送先の集約（※）	・トラック運転者の拘束時間を短縮するため、物流事業者から集荷先や配送先の集約について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
A	⑦	運転以外の作業部分の分離（※）	・物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
A	⑧	出荷に合わせた生産・荷造り等（※）	・出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷待ち時間を短縮します。
A	⑨	荷主側の施設面の改善（※）	・倉庫等の物流施設の集約・増設・レイアウト変更等を行い、荷待ち時間や荷役時間を短縮します。
A	⑩	リードタイムの延長（※）	・トラック運転者が適切に休憩を取りつつ運行することが可能となるように、発荷主としての出荷予定時刻を厳守します。 ・着荷主として幅を持たせた到着時刻を認めることなどにより十分なリードタイムを確保します。
A	⑪	高速道路の利用（※）	・物流事業者から、高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
A	⑫	混雑時を避けた配送（※）	・道路が渋滞する時間や着荷主側の混雑時間を避けるため、出荷時間や納品時間を分散させます。
A	⑬	発注量の平準化（※）	・荷待ち時間を短縮するとともに、運行効率を向上させるため、曜日波動や月波動などの繁閑差を平準化します。
A	⑭	船舶や鉄道へのモーダルシフト（※）	・長距離輸送について、トラックからフェリー、RORO船や鉄道の利用への転換を行います。この際に、運送内容や費用負担についても必要な見直しを行います。
A	⑮	納品日の集約	・取引先から隔日配送化、定曜日配送化等の納品日の集約に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A	⑯	検品水準の適正化	・取引先から検品方法（例：検品レス化、サンプル検品化、事後検品化等）や返品条件（例：「輸送用の外装段ボールに汚れ、擦り傷があっても、販売する商品に影響がなければ返品しない」）等の検品水準の適正化に関する提案があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
A	⑰	物流システムや資機材の標準化	・取引先や物流事業者から、データ・システムの仕様やパレットの規格等の標準化について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
B. 運送契約の方法			
B	①	運送契約の書面化の推進	・運送契約の書面化を推進します。
B	②	運賃と料金の別建て契約	・運送契約を締結する場合には、運送の対価（運賃）と運送以外の役務等の対価（料金）を別建てで契約することを原則とします。
B	③	燃料サーチャージの導入	・物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合には、真摯に協議に応じます。
B	④	下請取引の適正化	・運送契約の相手方の物流事業者に対し、下請けに出す場合、上記①～③に準じて対応するように求めます。
C. 運送契約の相手方の選定			
C	①	契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮	・契約する物流事業者を選定する際には、関係法令の遵守状況を考慮します。 【参考】自動車運送事業者の行政処分情報検索（国土交通省HP） http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/cgi-bin/search.cgi
C	②	働き方改革等に取り組む物流事業者の積極的活用	・働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者を積極的に活用します。 【参考1】自動車運送事業者のホワイト経営の「見える化」 平成31年度中の認証制度の創設を目標に国土交通省の検討会で検討中 【参考2】安全性優良事業所（Gマーク事業所）都道府県別一覧表（全日本トラック協会HP） http://www.jta.or.jp/tekiseika/teki_list/gmark/index.html
D. 安全の確保			
D	①	荷役作業時の安全対策	・荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任の明確化を図ります。
D	②	異常気象時等の運行の中止・中断等	・台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。
E. その他			
E	①	宅配便の再配達への協力	・配達希望日・時間帯の指定が可能となるように、自社のインターネット通販サイトを改良します。 ・社宅への宅配ボックスの設置やオフィス受取を推進します。
E	②	引越時期の分散への協力	・人事異動や社内制度の見直しにより、引越時期を分散させます。
E	③	物流を考慮した建築物の設計・運用	・自社が新規に建築する商業施設やオフィスビルについては、国土交通省「物流を考慮した建築物の設計・運用について～大規模建築物に係る物流の円滑化の手引き～」を参考にして設計・運用します。
F. 独自の取組			
F	①	独自の取組 ※独自の取組が複数ある場合は、E②、③、④…と番号を追加して下さい。 ※項目名は、取組の内容に応じて適宜記載して下さい。	（例） ・「トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化」につながる独自の取組 ・「女性や60代の運転者を含む多様な人材が活躍できる働きやすい労働環境の実現」につながる独自の取組